

「訪問介護」利用契約書

訪問介護事業所 ゆりかご

ご利用者名 _____ 様

◇◆目次◆◇

第 1 章 総則	第 4 章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 11 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 5 章 その他
第 3 条（訪問介護計画）	第 12 条（緊急時の対応）
第 4 条（訪問介護の内容）	第 13 条（身分証携行義務）
第 5 条（サービス提供の記録）	第 14 条（相談・苦情対応）
第 2 章 サービスの利用と料金の支払い	第 15 条（善管注意義務）
第 6 条（料金の支払い）	第 16 条（本契約に定めのない事項）
第 7 条（サービスの中止）	第 17 条（裁判管轄）
第 8 条（利用料金の変更）	
第 9 条（契約の終了）	
第 3 章 事業者の義務	
第 10 条（守秘義務等）	

有限会社 ゆりかご

飯山市大字静間 2 9 0 0 - 2

電話番号 8 1 - 3 8 8 8 F a x 番号 8 1 - 3 8 8 7

様（以下「契約者」という。）と訪問介護事業所ゆりかご（有限会社ゆりかご）（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は契約時に定めたとおりです。事業者は、契約時に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従事者は、看護師または介護福祉士及び旧訪問介護員養成研修1・2級課程（同等以上の研修を含む）を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了解を得てそれを訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を記録した訪問介護実施報告書（ヘルパー活動記録票）を作成します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施配録の複写物の交付を受けることができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（料金の支払い）

- 1 事業者の提供する訪問介護に関する料金は、事業者が厚生労働大臣の定める基準より、介護保険から料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担割合分とします。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は、通常の事業実施地域以外の地域で訪問介護の提供を受ける場合には、事前に説明・同意を行った交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対してサービス提供の12時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施の2時間前までに通知することにより、あるいは通知することなくサービスの中止を申し出た場合、事業者は、利用者に対してキャンセル料を請求することができます。この料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（利用料金の変更）

第6条第1項に定める料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該料金を変更することができるものとします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解消することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が解散した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続する事が困難なほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(要支援又は自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第3章 事業者の義務

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第5章 その他

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理をもってその業務を遂行します。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 この契約の条項につき解釈上疑義を生じた事項およびこの契約に定めのない事項については、利用者およびその家族と事業者が協議のうえ誠意をもって解決します。

第 17 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住所	長野県飯山市大字静間 2900-2
事業者名	訪問介護事業所 ゆりかご
代表者氏名	宮 崎 慎 也 印

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

「訪問介護」重要事項説明書

訪問介護事業所 ゆりかご

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第 2071300186 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 事業者	8
2. 事業所の概要	8
3. 事業実施地域及び営業時間	8
4. サービス内容	9
5. 利用料金	9
6. 当事業所の特徴	10
7. 緊急時の対応方法	11
8. 苦情の受付について	11
『 契 約 書 別 紙 』	15

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 ゆりかご
(2) 法人所在地 長野県飯山市大字静間 2900-2
(3) 代表者氏名 代表取締役 宮崎 慎也
(4) 設立年月 平成16年 9月 1日
(5) 電話番号 0269-81-3888

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問介護事業
(2) 事業の目的 要介護状態となった高齢者に対し、適正な訪問介護を提供すること
(3) 事業所名 訪問介護事業所 ゆりかご
(4) 事業所所在地 長野県飯山市大字静間 2898
(5) 事業所番号 2071300186
(6) 電話番号 0269-81-3888
(7) 事業所長（管理者） 氏名 太田 文子
(8) 事業所の職員体制

管理者	1人
サービス提供責任者	2人
従事者	6人

(9) 事業所の運営方針

・事業所の介護職員（ヘルパー）は、利用者の心身の状態に応じて、人間としての誇り・尊厳を失うことなく、利用者自身の能力に応じて安心して自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。また、常に創意工夫、ヘルパー同士の連携、自らの健康維持を心がけるとともに、声かけや明るい笑顔など、利用者の心のケアを最も大切にし、温かく思いやりのあるサービスを提供する。

・事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、他の事業所との連携に努める。

- (10) 事業所開設年月 平成16年 9月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 飯山市(但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。)
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 (但し、要請があれば、他時間でも可能)

4. サービス内容

- (1) 身体介護：食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、等
- (2) 家事援助：買い物、調理、清掃、洗濯
- (3) 通院等乗降介助：移動介助、介護タクシーによる乗降介助
- (4) その他のサービス：介護相談など

5. 利用料金

(1) 利用料

《料金表・基本料金》 (通常時間帯)

身体介護中心型訪問介護利用料（要介護１～５）					
身体介護中心	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分毎に)
料 金	1,790 円	2,680 円	4,260 円	6,240 円	900 円を加算
生活援助中心型訪問介護利用料（要介護１～５）					
生活援助中心	20 分未満	20 分以上 45 分未満		45 分以上	
料 金		1,970 円		2,420 円	
身体生活混合型訪問介護利用料（要介護１～５）					
身体介護の時間＋ 20 分以上 45 分未満		身体介護の時間＋ 45 分以上 70 分未満		身体介護の時間＋70 分以上	
身体介護料金＋650 円		身体介護料金＋1,300 円		身体介護料金＋1,950 円	
その他のサービス（要介護１～５）					
通院等乗降介助		1,070 円		＊介護タクシー利用時	

《加算料金》

加算種別	料 金	適用条件
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	+24.5%	一月の利用単位×24.5%を加算します。(単位×10円)
緊急時訪問加算	1,000円	緊急時に身体介護で訪問した場合に適用。
訪問介護初回加算	2,000円	介護計画が更新・変更になり、サービス提供責任者自信がサービス又は同行した場合に適用。(一回/月)

＊介護保険からの給付サービスを利用(法定代理受領)する場合は、基本料金(上表)の1割～3割の負担になります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス分の料金は、お客様の全額自己負担となります。(介護保険料の自己負担割合については、市町村から発行されている負担割合証に準じます。)

＊基本料金に対して早朝・夜間帯(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

＊前表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

＊やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て二人で訪問した場合は、二人分の料金(2倍)となります。

(2) 交通費

前記、第3条(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料になります。
それ以外の地域の方は、ヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要になります。
交通費は、実施地域境界線からの距離1kmあたり30円の往復分となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合、下表の料金をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。(連絡先 0269-81-3888)

ご利用12時間前までにご連絡をいただいた場合	無 料
ご利用2時間前までにご連絡をいただいた場合	一律500円*
訪問してからのキャンセル	一律1,000円*
*夜間早朝帯は25%増し、深夜帯は50%増しとなります。	

(4) 料金のお支払い

前項までの料金は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに窓口又は、銀行振込等でお支払いをお願いします。

金融機関名	支店名	種別	口座番号
長野県信用組合	飯山支店(035)	普通	8298448
八十二銀行	飯山支店(255)	普通	0555473
JANAがの	飯山支所(070)	普通	6066097
ゆうちょ銀行	(記号)11130	(番号)28543601	
口座名義	有限会社 ゆりかご 代表取締役 宮崎 慎也		

(5) その他

サービスを提供するにあたって使用する、ガス、水道、電気などの使用料はお客様のご負担になります。

6. 当事業所の特徴

(1) 運営方針

介護保険法の法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、誠心誠意努力します。

(2) 特徴

*従業員の研修

利用者のニーズに答える為、職員には各種研修に参加させることを徹底します。

*ヘルパーの変更

ヘルパーの変更を希望される方は事業所へお申し出ください。その際、理由についてもお聞かせください。

(但し、正当な理由が無い場合は、変更を受けられない場合があります。)

7. 緊急時の対応方法

- (1) サービス中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護事業者へ連絡します。

主 治 医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

ご家族様 緊急時連絡先	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 2	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

- (2) サービス中（もしくはサービス訪問時）に、利用者様が急変等した場合の対応について、前項で定めた緊急連絡先へ連絡等をして対応を行いますが、緊急連絡先等に連絡がつかない場合は、当事業所の判断により、救急搬送等の最善の対応を取らせて頂きます。
- (3) 利用者様が急変し、救急搬送等の対応をさせて頂いた後、搬送先での付添いについては、原則としてご家族様で対応をお願いします。但し、遠方に居るなど、直ちに駆けつける事が出来ないなどの理由がある場合には、当事業所で付添いを行うことも出来ますが、要した時間に対しての費用を自費にて請求させて頂きます。またこの場合、搬送先から入院・治療の同意（保証人）等について求められた場合は、当方では対応出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) サービス提供の為、ご自宅へ訪問した際に、「応答が無い、連絡が取れない・行方が分からない」などの場合には、状況により110番通報をさせて頂きます。サービスの変更・キャンセル等がある場合には、必ず事業所へ連絡をお願いします。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下で受け付けます。

○相談・苦情受付担当者 事業所 管理者、又は、取締役 宮崎祐子

○受付時間 毎日 8：30～17：30 電話 0269-81-3888

(2) 行政機関その他苦情受付機関

飯山市役所 介護保険担当課	所在地	飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1 番地
	電話番号	0269-62-3111
	F A X	0269-62-3127
	受付時間	9：00～17：00
長野県国民健康保険団体 連合会	所在地	長野市大字西長野加茂北 1 4 3 - 8
	電話番号	026-238-1550
	受付時間	9：00～17：00

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び契約書別紙の説明を行いました。

令和 年 月 日

訪問介護事業者 ゆりかご
事業所所在地 飯山市大字静間 2 8 9 8
管理者 太田 文子
介護保険番号 2 0 7 1 3 0 0 1 8 6

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--

『 契 約 書 別 紙 』

1. サービス提供責任者

氏名 小林 美穂 ・ 山室 めぐみ

連絡先

有限会社 ゆりかご

電 話

0 2 6 9 - 8 1 - 3 8 8 8

2. 訪問介護の内容

提供するサービスは下表の通りです。

番号	曜日	時間帯	内 容	介護保険適用
		～		
		～		
		～		
		～		

3. 料金

	基本料金	介護保険適用の場合の自己負担分
	¥	¥
	¥	¥
	¥	¥

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額分の払い戻しを受ける事ができます。

*キャンセル料については重要事項説明書をご覧ください。

事業者	有限会社 ゆりかご
施設名	訪問介護事業所 ゆりかご
事業所所在地	〒389-2255 飯山市大字静間 2 8 9 8
事業所番号	2 0 7 1 3 0 0 2 2 8
代表者	代表取締役 宮 崎 慎 也